

報告第15号

損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づく専決処分事項の指定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

平成27年11月27日提出

豊川市長 山 脇 実

(消防本部関係)

1	専決年月日	平成27年10月14日
	相手方	豊川市在住の60代男性
	損害賠償の額	54,000円
	概要	平成27年7月30日午後7時20分頃、豊川市牛久保町城跡53番において、消防団員の運転する自動車 が相手方の所有するフェンスに接触し、当該フェンスの一部が破損した。